

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年11月25日（平成28年（行情）諮問第691号）

答申日：平成29年1月17日（平成28年度（行情）答申第655号）

事件名：特定の指針に基づき監督上の措置を受けた公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が所管官庁に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面（旧総理府・旧経済企画庁等の現内閣府本府に係るもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月17日付け府評広第84号により内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、平成28年9月20日、行政文書開示請求書を内閣総理大臣に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が所管官庁に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面。」旨、記載している。

##### （2）行政文書不開示決定通知書の記載内容

この行政文書開示請求に対し、平成28年10月19日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における「不開示とした理由」として「内閣府本府の共有ドライブ、職員

の個人ドライブ、執務室内及び書庫の探索を行ったが該当文書の保有は確認できなかつたため、不開示とする。」旨記載されている。

(3) 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は不当である。即ち、具体的に、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）では、監督上の措置を受けた公益法人が所管官庁に営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面を提出することになっているので、営利法人等への転換があった場合は、当該文書・書面が存在するはずである。まず、営利法人等への転換があったのか、なかつたのか、そしてあった場合はその公益法人名を明確にしていきたい。

よって、平成28年9月20日付け行政文書の開示について、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（府評広第84号、平成28年10月17日）を取消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）では、監督上の措置を受けた公益法人が所管官庁に営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面を提出することになっているので、営利法人等への転換があった場合は、当該文書・書面が存在するはずであるとして原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- ① 営利法人等への転換があった場合は開示請求対象文書が存在するはずである。
- ② まず、営利法人等への転換があったのか、なかつたのか、そしてあった場合はその公益法人名を明確にされたい。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が所管官庁に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面（旧総理府・旧経済企画庁等の現内閣府本府に係るもの）」（本件対象文書）との開示請求に対し、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係

閣僚会議幹事会申合せ) (以下「転換指針」という。) に基づき、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を受けた公益法人が所管官庁に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面を行政文書として特定し、転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたか否かに関わらず府内全ての部局に対して、文書の保有の有無について照会を行った。

本照会に対する各部局からの回答は次の3つに分けられる。

- ① 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していないため、開示請求対象文書を保有していない。
- ② 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあるが、開示請求対象文書を取得していないため、保有していない。
- ③ 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたことがあるが、開示請求対象文書を取得したか否か不明であるため、課内の共有ドライブ、職員の個人ドライブ、執務室内及び書庫の探索を行ったが開示請求対象文書の保有は確認できなかった。

上記の回答を踏まえ、内閣府本府においては開示請求対象文書を保有していないとして不開示決定処分を行った。

### 3 原処分の妥当性について

#### (1) 本件対象文書の特定の妥当性について

当初、開示請求者は全府省分の開示請求対象文書を求めていたが、開示請求対象文書は公益法人を所管する府省がそれぞれ保有するものであることから、内閣府大臣官房総務課情報公開窓口において開示請求者本人の了解を得て、全府省分ではなく旧総理府・旧経済企画庁等の現内閣府本府に係る開示請求対象文書に補正を行っており、本件対象文書を上記2のとおり特定したことは妥当である。

#### (2) 不開示情報該当性について

- ① 開示請求対象文書の検索をするに当たり、(イ) 転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたか否か、(ロ) 転換指針に基づき営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行ったか否か及び(ハ) 同措置を受けた公益法人による所管官庁への営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面の提出を受けたか否かにかかわらず府内全ての部局に対して、開示請求対象文書の保有の有無について照会を行った。
- ② 上記照会の結果、本件対象文書は開示請求のなされた平成28年9月時点はもとより、開示決定等期限となる同年10月20日時点においてもその存在を確認することはできなかった。このため、不開示情報に該当するか否かについては判断する必要がなかった。

#### (3) 審査請求人のその他の主張について

そもそも開示請求対象文書が存在しないため、営利法人等への転換があったのか、なかったのか、そしてあった場合はその公益法人名を明確にされたいという主張を理由として原処分を取り消すことはできない。なお、旧総理府・旧経済企画庁等の現内閣府本府において所管していた公益法人の中で、営利法人等への転換が行われたものはない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件開示請求は、「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が所管官庁に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面（旧総理府・旧経済企画庁等の現内閣府本府に係るもの）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

###### (1) 諮問庁の説明の要旨

ア 開示請求対象文書の検索をするに当たり、（イ）転換指針の申合せ以降、公益法人を所管していたか否か、（ロ）転換指針に基づき営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行ったか否か及び（ハ）同措置を受けた公益法人による所管官庁への営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面の提出を受けたか否かにかかわらず府内全ての部局に対して、開示請求対象文書の保有の有無について照会を行った。

イ 上記照会の結果、本件対象文書は開示請求のなされた平成28年9月時点はもとより、開示決定等期限となる同年10月20日時点においてもその存在を確認することはできなかった。このため、不開示情報に該当するか否かについては判断する必要がなかった。

ウ そもそも開示請求対象文書が存在しないため、営利法人等への転換があったのか、なかったのか、そしてあった場合はその公益法人名を明確にされたいという主張を理由として原処分を取り消すことはできない。なお、旧総理府・旧経済企画庁等の現内閣府本府において所管していた公益法人の中で、営利法人等への転換が行われたものはない。

## (2) 検討

ア 本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記(1)アのとおり内閣府大臣官房を含む内閣府内全ての部局に対して、本件対象文書の保有の有無について照会を行い、各部局において、共有ドライブ、職員の個人ドライブ、執務室内及び書庫を探索したが、本件開示請求のなされた平成28年9月時点はもとより、開示決定等期限となる同年10月20日時点においても、審査請求人が開示を求めている文書に該当する文書の存在を確認することができなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

イ さらに、本件審査請求を受けて、改めて上記アと同様に共有ドライブ、職員の個人ドライブ、執務室内及び書庫を探索したが、当該文書は存在しなかったとのことであり、その外、審査請求人から上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠は示されていないことも併せ考慮すると、内閣府大臣官房を含む、内閣府本府において本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府大臣官房において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

## (第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史